

児童相談所における児童虐待相談の処理状況報告

- 平成11年度厚生省報告例において把握した、児童相談所における児童虐待相談処理件数の詳細を調査
- 今回の調査は、
 - (1) 経路別相談のうち
 - ① 虐待者本人からの相談件数
 - ② 保育所・幼稚園からの相談件数
 - (2) 立入調査
 - ① 立入調査の件数
 - ② 立入調査に至った事例の類型
 - (3) 一時保護
 - ・ 一時保護及び委託一時保護の件数
 - (4) 施設別入所措置児童数
 - (5) 死亡事例
 - ・ 児童相談所が関与した死亡事例の全事例報告
- 厚生省報告例の数字と併せて報告

1 虐待に関する相談処理件数の推移（厚生省報告例）

平成2年度	平成3年度	平成4年度	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度
(100) 1,101	(106) 1,171	(125) 1,372	(146) 1,611	(178) 1,961	(247) 2,722	(373) 4,102	(486) 5,352	(630) 6,932	(1,056) 11,631

（注）上段〈 〉内は、平成2年度を100とした指数（伸び率）である。

2 虐待の経路別相談件数（厚生省報告例）

	総数	家族	親戚	近隣人	児童 本人	福祉事 務所	児童 委員	保健所	医療 機関	児童福 祉施設	警察等	学校等	その他
9 年度	(100%) 5,352	(29%) 1,557	(3%) 186	(8%) 437	(2%) 103	(15%) 783	(3%) 140	(3%) 183	(5%) 250	(5%) 284	(6%) 311	(13%) 687	(8%) 431
10 年度	(100%) 6,932	(27%) 1,861	(3%) 224	(9%) 616	(2%) 159	(14%) 939	(2%) 142	(4%) 292	(6%) 395	(5%) 324	(6%) 415	(13%) 895	(9%) 670
11 年度	(100%) 11,631	(23%) 2,611	(3%) 370	(15%) 1,678	(2%) 228	(13%) 1,543	(3%) 323	(4%) 473	(5%) 573	(5%) 580	(5%) 617	(12%) 1,431	(10%) 1,204

（その他：行政機関窓口、自治体の単独事業など）

【今回調査】

- ① 相談経路において、「家族」のうち「虐待を行っている」保護者等本人からの相談件数について調査した結果、虐待実母本人からの相談が86.1%（86.6%）と大部分を占めており、実父本人からの相談が、11.3%→13.0%に増加。また、虐待者本人からの相談が、それ以外の者からの相談を上回っている。

虐待者が母親の場合、父親からの相談が19.8%→23.0%と増加しており、父親の関心もわずかながら高まってきたことが伺えるのではないかと。

経路	家 族							
	本 人				本 人 以 外			
相談者	父 親	母 親	その他	計	父 親	母 親	その他	計
平成 10 年度	(11.3%) 98	(86.6%) 754	(2.1%) 18	(100%) 870 (13%)	(19.8%) 196	(60.0%) 595	(20.2%) 200	(100%) 991 (14%)
平成 11 年度	(13.0%) 178	(86.1%) 1,179	(0.9%) 13	(100%) 1,370 (12%)	(23.0%) 286	(55.0%) 682	(22.0%) 273	(100%) 1,241 (11%)

（上段〈 〉は、計を100とした割合） （下段〈 〉は、虐待相談処理件数に対する割合）
（その他は、養父母、継父母など）

② また、幼児が日中過ごす「保育所」、「幼稚園」からの相談件数について調査した結果は、下記の通り。

経路	児童福祉施設			学校等		
	保育所	その他	計	幼稚園	その他	計
平成10年度	〈57.1%〉 185 (2.7%)	〈42.9%〉 139	〈100%〉 324 (5%)	〈3.5%〉 31 (0.4%)	〈96.5%〉 864	〈100%〉 895 (13%)
平成11年度	〈49.0%〉 284 (2.4%)	〈51.0%〉 296	〈100%〉 580 (5%)	〈3.9%〉 56 (0.5%)	〈96.1%〉 1,375	〈100%〉 1,431 (12%)

(上段〈 〉は、計を100とした割合、下段()は、虐待相談処理件数に対する割合)

3 虐待の内容別相談件数 (厚生省報告例)

	総数	身体的虐待	保護の怠慢 ないし拒否	性的虐待	心理的虐待
平成9年度	(100%) 5,352	(51.9%) 2,780	(33.7%) 1,803	(5.8%) 311	(8.6%) 458
平成10年度	(100%) 6,932	(53.0%) 3,673	(31.9%) 2,213	(5.7%) 396	(9.4%) 650
平成11年度	(100%) 11,631	(51.3%) 5,973	(29.6%) 3,441	(5.1%) 590	(14.0%) 1,627

4 主たる虐待者 (厚生省報告例)

	総数	父		母		その他
		実父	実父以外	実母	実母以外	
平成9年度	(100%) 5,352	(27.0%) 1,445	(9.1%) 488	(55.0%) 2,943	(3.8%) 203	(5.1%) 273
平成10年度	(100%) 6,932	(27.6%) 1,910	(8.2%) 570	(55.1%) 3,821	(2.8%) 195	(6.3%) 436
平成11年度	(100%) 11,631	(25.0%) 2,908	(7.0%) 815	(58.0%) 6,750	(2.3%) 269	(7.7%) 889

(その他は、祖父母、兄弟姉妹、叔父叔母など)

5 被虐待児童の年齢構成（厚生省報告例）

	総 数	0～3未満	3～学齢前児童	小学生	中学生	高校生・その他
平成9年度	(100%) 5,352	(19.3%) 1,034	(25.6%) 1,371	(35.9%) 1,923	(13.9%) 741	(5.3%) 283
平成10年度	(100%) 6,932	(17.8%) 1,235	(26.9%) 1,867	(36.6%) 2,537	(13.4%) 930	(5.2%) 363
平成11年度	(100%) 11,631	(20.6%) 2,393	(29.0%) 3,370	(34.5%) 4,021	(10.9%) 1,266	(5.0%) 581

6 立入調査【今回調査】

- 法第29条に規定する立入調査は、虐待等の事実の蓋然性、児童の保護の緊急性、保護者の協力の程度などを総合的に勘案して、法第28条（注）に定める承認の申し立ての必要性を判断するために、児童の住所、居所等に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができることとしている。

件数は、平成10年度13件であったものが、平成11年度には42件と急増している。その背景には、児童相談所があらゆる方法を駆使して、積極的に対応しなければならないとの意識の定着が図られたことと警察、福祉事務所、保健所等の連携が促進され立入調査の協力を得やすくなっていることが考えられる。

年 度	件 数
平成10年度	13件（20名）
平成11年度	42件（64名）

（注）

児童福祉法第28条は、保護者が、その児童を虐待し、著しくその監護を怠る等その他保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する場合において、施設入所の措置を採ることが児童の親権を行う者又は後見人の意に反するときは、家庭裁判所の承認を得て、施設入所措置をとることができる旨を規定。

- 立入調査を行うに至った主な相談内容は、食事や居住環境が極端に不適切で、健康状態を損なうような状態の保護の怠慢ないし拒否（ネグレクト）が25件、身体的虐待が14件となっている。

年 度	身体的虐待	保護の怠慢 ないし拒否	性的虐待	心理的虐待
平成11年度	14件（19名）	25件（40名）	3件（5名）	0件

7 一時保護【今回調査】

○ 法第33条に規定する一時保護は、法第27条の（注）の措置をとるに至るまで、児童を一時保護所に一時保護し、又は児童福祉施設、警察等に一時保護を委託することができるものであり、虐待、放任等の理由により家庭から一時引き離す必要がある場合等に行われる。

平成10年度2,053件であったものが、平成11年度には4,319件となり、2,266件（110%増）増加している。これは、虐待のため家庭から一時的に引き離す事例の増加を示すものであり、虐待の状況が深刻であることを示すものである。

事 項	平成9年度		平成10年度		平成11年度	
	件数	%	件数	%	件数	%
一時保護所	1,386	—	1,645	—	3,496	—
一時保護委託	261	100	408	100	823	100
児童養護施設	176	67.5	272	66.7	418	50.8
乳児院	37	14.2	53	13.0	139	16.9
児童自立支援施設	5	1.9	7	1.7	6	0.7
情緒障害児短期治療施設	0	0	6	1.5	8	1.0
障害児関係施設	2	0.8	6	1.5	18	2.2
その他社会福祉施設	4	1.5	0	0	1	0.1
警察署	9	3.4	12	2.9	127	15.4
その他	23	8.8	52	12.7	106	12.9
不明	5	1.9	0	0	0	0
計	1,647	—	2,053	—	4,319	—

（注）

児童福祉法第27条では、都道府県は、通告を受けたケース等について必要があると認める場合は、児童又はその保護者に、訓戒・誓約、児童福祉司等の指導、里親委託、又は児童養護施設等の児童福祉施設に入所させる等の措置をとらなければならない旨を規定。

8 虐待相談の処理種類別内訳（厚生省報告例）

年 度	総 数	施設入所	里親等委託	面接指導	そ の 他
平成9年度	(100%) 5,352	(21.8%) 1,166	(0.6%) 32	(67.7%) 3,622	(9.9%) 532
平成10年度	(100%) 6,932	(20.1%) 1,391	(0.5%) 35	(69.6%) 4,826	(9.8%) 680
平成11年度	(100%) 11,631	(17.9%) 2,081	(0.4%) 48	(72.9%) 8,482	(8.8%) 1,020

（その他は、児童委員指導、福祉事務所送致、訓戒・誓約など）

【今回調査】

- 相談処理の結果を前年と比較すると、施設入所が必要となった児童は、相談総数に占める割合（20.1%→17.9%）は減少しているものの、実数で2,081人が施設に入所し、昨年に比較して690名（49.6%）の増加となっており、一時保護の増加と併せて保護者から分離を必要とする事例が増加している。

種 類	平成9年度		平成10年度		平成11年度	
	件 数	%	件 数	%	件 数	%
施設入所措置	1,166 (100%)	21.8	1,391 (100%)	20.1	2,081 (100%)	17.9
児童養護施設	925 (79.4%)	17.3	1,100 (79.0%)	15.9	1,585 (76.2%)	13.7
乳 児 院	160 (13.7%)	3.0	192 (13.8%)	2.8	317 (15.2%)	2.7
児童自立支援施設	21 (1.8%)	0.4	23 (1.7%)	0.4	50 (2.4%)	0.4
情緒障害児短期治療施設	28 (2.4%)	0.5	37 (2.7%)	0.5	56 (2.7%)	0.5
その他の施設	32 (2.7%)	0.6	39 (2.8%)	0.5	73 (3.5%)	0.6
里親等委託	32	0.6	35	0.5	48	0.4
面接指導	3,622	67.7	4,826	69.6	8,482	72.9
助言指導 *1	1,854	34.7	2,593	37.4	4,903	42.2
継続指導 *2	1,382	25.8	1,675	24.2	2,819	24.2
他機関幹旋 *3	114	2.1	100	1.4	241	2.1
児童福祉司指導 *4	272	5.1	458	6.6	519	4.5
そ の 他	532	9.9	680	9.8	1,020	8.8
計	5,352	100	6,932	100	11,631	100

- (注) *1 助言指導とは、1回の助言、指示、説得、承認、情報提供等の適切な方法により、問題が解決すると考えられる児童、保護者に対する指導をいう。主に電話相談。
 *2 継続指導とは、複雑困難な問題を抱える児童、保護者等に対し継続的にソーシャルワーク、カウンセリング等をいう。
 *3 他の専門機関（病院、保健所等）において、医療、指導、訓練等を受けることが適当であると認める場合に、機関を幹旋することをいう。
 *4 児童福祉司指導は、複雑困難な家庭環境に起因する問題を有する児童等、処遇に専門的な知識、技術を要する事例に対し、継続的に行う指導をいう。

9 死亡事例

(1) 児童相談所が、関与しているか、または、関与していた事例

年 度	件 数
平成 9年度	15件(15人死亡)
平成10年度	8件(8人死亡)
平成11年度	5件(5人死亡)

(2) 関与の状況

関 与 状 況	件 数
指 導 中	4件
終 結 後	1件
計	5件

(3) 死亡事件の概要

事 例 1

○相談の経路

当該児童の通っていた保育所からの通告

○虐待の状況

母親の内縁の夫からの暴行により死亡

○家族構成

母親

本児(男:当時3歳)

弟

母親の内縁の夫

○児童相談所の対応状況

保育所からの通告により、保育所職員を通して、母親への育児支援、子育て相談を指導、助言。

帰省のため通園が途絶えていた。

匿名による通告が児童相談所、警察へも行われたが氏名等が特定できず。

翌日、救急車で病院に運ばれたが、意識不明のまま死亡。

事 例 2

○相談の経路

当該児童の通っていた保育所からの通告

○虐待の状況

継父からの暴行により死亡

○家族構成

母

本児（男：当時5歳）

継父

○児童相談所の対応状況

保育所は母からの相談を受けていたが、母親が児童相談所の関与を拒否し、保育所も母との信頼関係が壊れることをおそれたため、児童相談所として家族への直接的な介入をせず。保育所を通して、母親に対し受容的に支援し、児童相談所へ相談するように説得を依頼。母親から保育所への「虐待は軽快している」という話は事実ではなかった。

事 例 3

○相談の経路

児童が入院した病院からの通告

○虐待の状況

ミルクを飲まない、食べないと母親が腹を立て腹部を蹴り死なせた。

○家族構成

母

姉

本児（男：当時2歳）

父（事件当時別居中）

○児童相談所の対応状況

死亡事件の約1年余り前に、別の病院から「入院した児童の受傷状況と母親の説明が不自然」との通報があり、虐待事例として、病院、保健所、児童相談所が協議を行い、保健婦が関わりを継続し、児童相談所とも連絡を取り合っていた。事件の数ヶ月前に母親が2児を連れて家出したため、保健所による指導が中断していた。

事 例 4

○相談の経路

福祉事務所からの通告

○虐待の状況

義父による暴力により死亡

○家族構成

母

姉

本児（男：当時5歳）

妹

弟

義父

○児童相談所の対応状況

「以前虐待を受けていた子どもが最近いなくなった」という市福祉事務所からの通告により、当面の経過観察を福祉事務所に依頼。その後、県内の他児童相談所から虐待ケースとして移管を受けた児童が市福祉事務所からの通告事例であることが分かり、両児童相談所が合同で家庭訪問を予定した。訪問直前に市福祉事務所から「父親からの暴行により入院先の病院で死亡した」との連絡があった。

事 例 5

○相談の経路

他県の児童相談所

○虐待の状況

父母による暴行により死亡

○家族構成

父

母

本児（男：当時3歳）

○児童相談所の対応状況

他県で児童福祉施設に入所していた児童について、家庭引き取り後の養育指導を依頼された。

家庭引き取り前から、他県児童相談所職員と家庭訪問、家庭引き取り後は、市福祉事務所職員と家庭訪問するなど養育について指導をしていた。